

【判例ID】	28321160
【判示事項】	【事案概要】 東北地方太平洋沖地震等に起因する原発事故により、生活の本拠から長期間の避難を余儀なくされ、故郷を喪失するなどした一審原告らが、主位的に民法709条、予備的に原賠法3条1項本文に基づき、一審被告会社に対し損害賠償を求めた件につき、一審原告らの主位的請求を棄却し、予備的請求の一部を認容した原判決に対する控訴審において、主位的請求に係る控訴が棄却されるとともに一部の一審原告らの予備的請求の認容額が変更された事例。
【裁判年月日等】	令和6年2月14日 / 仙台高等裁判所 / 第3民事部 / 判決 / 令和3年(ネ)151号
【事件名】	損害賠償請求控訴事件
【裁判結果】	控訴一部棄却、原判決一部変更
【裁判官】	瀬戸口壯夫 網島公彦 北川瞬
【審級関連】	<第一審> 令和3年2月9日 / 福島地方裁判所いわき支部 / 判決 / 平成25年(ワ)252号 / 平成26年(ワ)101号 / 平成27年(ワ)34号 / 平成29年(ワ)85号 / 令和1年(ワ)274号 / 28290803
【出典】	D1-Law.com判例体系
【重要度】	1

■ 28321160

仙台高等裁判所

令和3年(ネ)第151号

令和06年02月14日

当事者の表示

控訴人兼被控訴人ないし控訴人(1審原告。以下「1審原告」といい、個別の1審原告については別紙1(1審原告目録)記載の控訴人番号(1審原告番号)に対応させて「1審原告83-1」のようにいう。)

別紙1(1審原告目録)のとおり

同訴訟代理人弁護士 別紙2(1審原告ら代理人目録)のとおり

被控訴人兼控訴人(1審被告。以下「1審被告」という。)

別紙3(1審被告目録)のとおり

同訴訟代理人弁護士 別紙4(1審被告代理人目録)のとおり

主文

- 1 1審原告らの控訴のうち主位的請求に係る部分をいずれも棄却する。
- 2 1審原告85-3、同87-2-1ないし3、同88-2、同97-4、同101-4、同105-4、同119-3、同121-3ないし5、同123-3及び4、同129-5、同133-3、同138-3及び4、同139-2、同141-3、同143-8及び10、同178-1並びに同179-6のその余の控訴をいずれも棄却する。
- 3 1審原告143-9に対する1審被告の控訴及びその余の1審原告らの予備的請求に係る

控訴に基づき、原判決主文2項ないし5項のうち前項の1審原告らを除く1審原告らに係る部分を次のとおり変更する。

(1) 1審被告は、別紙5(当審認容額等目録)の「認容額」欄に金額の記載のある各1審原告に対し、当該1審原告に係る同別紙の同欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 上記(1)の1審原告らのその余の予備的請求をいずれも棄却する。

4 1審被告のその余の1審原告らに対する控訴をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は、2項記載の1審原告らと1審被告との関係では控訴費用を同1審原告らの負担とし、3項記載の1審原告らと1審被告との関係では、第1、2審を通じ、1審原告143-9と1審被告との間に生じた分は、これを12分して、その1を1審被告の、その余を同1審原告の負担とし、その余の1審原告らと1審被告との間に生じた分は、これを11分して、その1を1審被告の、その余を同1審原告らの負担とする。

6 この判決は、3項(1)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 1審原告らの控訴

(1) 原判決中、1審原告らの慰謝料請求を棄却した部分を取り消す。

(2) 1審被告は、別紙6(損害金目録)記載の各1審原告に対し、さらに、当該1審原告に係る同別紙の「損害金金額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 1審被告の控訴

(1) 原判決中、1審被告敗訴部分を取り消す。

(2) 前項の取消部分に係る1審原告らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要等(以下、略称等は、原則として原判決の表記による。)

1 事案の要旨

平成23年3月11日(以下、同年の日付については年の記載を省略することがある。)に発生した東北地方太平洋沖地震(本件地震)及びこれに伴う津波(本件津波)により、福島県a f 郡a f 町及びa g 町にまたがって所在していた1審被告の福島第一原子力発電所(福島第一原発)において、大量の放射性物質が大気中に放出されて拡散する事故(本件事故)が発生した。

福島第一原発の概要等は、原判決「事実及び理由」欄の「第2章 事案の概要等」の「第2 前提事実」の2及び3のとおりであり、本件事故の発生の詳細は、同4のとおりである(以下、原判決の「事実及び理由」欄中の記載を指示引用する場合は、単に「原判決第2章」、「原判決第2章第2」などということがある。)

本件は、福島県a h 郡a i 町a j 地区(a j 地区又はa j)が生活の本拠地であったとする1審原告ら(提訴時において82世帯合計311名)が、福島第一原発を運営する原子力事業者である1審被告に対し、1審原告ら(本件事故後に死亡した被承継人を含む。)が本件事故の発生により同地区から長期間の避難を余儀なくされ、同地区の著しい変容によりa j 地区という故郷を剥奪されるに至ったなどと主張して、主位的に民法709条に、予備的に原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)3条1項本文に基づき、原審において、慰謝料(一部の1審原告らにおいては、加えて不動産損害、家財損害)の一部請求として、原判決別紙4「原告ら請求額等目録」の「請求額」欄記載の損害賠償金及びこれらに対する平成23年3月11日(本件事故発生日)から各支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求めた事案である。

2 本件事故による避難指示等

(1) 本件事故後間もない時期の避難指示の概要及び避難区域の設定等

内閣総理大臣は、3月11日、事故当時の原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づき、福島第一原発から半径3km圏内の居住者等の避難のための立ち退き及び半径10km圏内の居住者等の屋内退避を指示し、同月12日午前5時44分、半径10km圏内の居住者等の避難のための立ち退きを指示し、同日午後6時25分、半径20km圏内の居住者等の避難のための立ち退きを指示し、同月15日午前11時、半径20km以上30km圏内の居住者等の屋内退避を指示した。

a j 地区は、福島第一原発から半径30km圏外であったため、この時点ではいずれの指示も対象外であった。

(2) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定等

内閣総理大臣は、4月22日までに、半径20km圏内を警戒区域として、一部の例外を除き、当該区域への立入禁止及び当該区域からの退去を命ずることを指示するとともに、警戒区域を除く年間積算線量20mSvを超えるおそれがある区域を計画的避難区域（おおむね1か月程度の間順次当該区域外への避難のための立ち退きを行う。）とし、半径20kmないし30km圏内でこれに該当しない区域を緊急時避難準備区域（常に緊急時に避難のための立ち退き又は屋内退避が可能な準備をする。）とすることを指示した。

これに伴い、a j 地区は、計画的避難区域に指定された。

(3) 避難区域の見直しと避難指示区域等の解除

平成24年4月1日から平成25年8月にかけて、従来の警戒区域及び計画的避難区域は、順次、年間積算線量20mSv以下となることが確認されることが確認された地域である「避難指示解除準備区域」、年間積算線量20mSvを超えるおそれがあり避難を継続することを求める地域である「居住制限区域」、5年間を経過しても年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある、その時点で年間積算線量50mSv超の地域である「帰還困難区域」の三つの区域に再編成されていった。

a j 地区は、11の行政区（1区、甲2区、乙2区、3区、4区、5区、6区、7区、甲8区、乙8区及び9区）に分かれているところ、平成25年8月8日午前零時、乙8区は居住制限区域に、その他の行政区は避難指示解除準備区域にそれぞれ再編された。その後、原子力災害対策本部が策定した方針を踏まえ、a j 地区に設定されていた居住制限区域及び避難指示解除準備区域が平成29年3月31日午前零時をもって解除され、同日、a j 地区の避難指示は解除された。

3 原判決の骨子並びに1審原告ら及び1審被告の控訴

(1) 原判決の骨子

原判決は、1審原告らが本件において賠償を求めている損害は、本件事故により生じた原子力損害（原賠法3条1項）であるところ、原賠法3条1項は民法上の損害賠償責任に関する特則をなし、原子力損害の賠償について民法の不法行為責任の規定は適用されないとして、1審原告らの主位的請求を棄却した。

次に、予備的請求である原賠法3条1項に基づく1審原告らの請求のうち、不動産損害及び家財損害に係る請求については、いずれも1審被告がこれらを請求している当該1審原告らに対して訴訟外で実施した賠償の額を超える損害があると認めるに足りる主張立証はないとしてこれを棄却した。

そして、慰謝料請求については、1 避難慰謝料として、これを請求している1審原告らに対し、避難者一人につき平成23年3月から避難指示解除後1年が経過する平成30年3月までの85か月につき1か月10万円の合計850万円（ただし、その間に死亡した者については死亡した月まで。）を認めた上で、避難先に避難等対象区域又は「東京電力株式会社福

島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の判定等に関する中間指針追補」(中間指針追補)にいう自主的避難等対象区域(具体的範囲につき原判決第3章第3の1(6)イ(ウ)a参照)が含まれる18歳以下の者及び妊婦について40万円ないし48万円、その他の類型的な個別事情を有する者(避難所生活者、要介護状態にある者、要介護者を恒常的に介護していた者、ペットとの離死別者)につき、事情により最少2万円から最大170万円の加算を認め、2 故郷喪失慰謝料として、本件事故当時a j 地区を生活の本拠地としていたと認められる避難者(胎児を含む。以下「故郷喪失者」ということがある。)一人につき200万円を認め、結論として、避難者一人につき、上記1と2の合計額から各自に対する既払金を控除(ただし、後記(3)の1審被告の弁済の抗弁の主張を排斥して控除対象となる精神的損害に対する賠償の既払額を各々認定)した残額とその1割に当たる弁護士費用及びこれに対する遅延損害金の限度でこれを認容し、その余の請求を棄却した(原判決別紙3「認容額等目録」記載のとおり。なお、避難慰謝料につき未払残額があると認定されたのは1審原告120-1のみであり、認定した既払金上記1と2の合計額を超える等した1審原告28名(承継人を兼ねる者については被承継人分を別途1名分として数える。)については請求を棄却した。)。

(2) 1審原告らの控訴の骨子

1審原告らは、当審において、1 避難慰謝料について、これを請求している避難者一人につき、原審が認定した既払金を控除した後の残額の一部請求として420万円の支払、

2 故郷喪失慰謝料について、故郷喪失者一人につき500万円の支払、3 上記1及び2の支払請求に係る弁護士費用として92万円(1を請求していない者については2に係る弁護士費用として50万円)の支払を求める限度で原判決を不服として本件控訴を提起した(したがって、避難者一人につき、上記420万円、500万円及び92万円の合計1012万円(避難慰謝料を請求していない者については550万円)から原判決における各請求認容額を控除した残額が当審における請求金額となり、1審で不動産損害や家財損害を請求した者も、その棄却部分は不服の対象としていない。)。

なお、原審口頭弁論終結後に生じた承継関係については別紙7(当審において生じた1審原告の死亡に伴う承継関係)のとおりであり、当審における1審原告らは81世帯323名(ただし、承継人を兼ねる者については原則として被承継人分も1名と数える。)である。

(3) 1審被告の控訴の骨子

1審被告は、1審原告らの請求は、財産的損害であるか精神的損害であるかを問わず本件事故により各1審原告に生じた全損害を世帯単位で合算した額から、1審被告が訴訟外で各1審原告が属する世帯に支払った賠償金の総額を控除した残額の範囲でのみ認容されるべきところ、1審被告の1審原告らに対する世帯ごとの支払済みの賠償金額は別紙8(1審被告主張既払金一覧表)(乙C0第1号証の2)のとおりであり、いずれの1審原告にも残額はないなどとする弁済の抗弁を主張して、1審被告敗訴部分の取消し及び同部分に係る1審原告らの請求を棄却することを求めて本件控訴を提起した。

4 争点及びこれに対する当事者の主張

別紙9(当審における1審原告らの補充主張の骨子)及び別紙10(当審における1審被告の補充主張の骨子)を付加するほかは、原判決第2章の「第3 争点及びこれに対する当事者の主張」(ただし、慰謝料請求に係る部分に限る。)のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 民法709条に基づく損害賠償請求(主位的請求)について

原賠法は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的

とし（１条）、原子力損害（２条２項本文）について原子力事業者の無過失責任と原子力事業者への責任の集中（３条、４条）、過失がある第三者への求償権の制限（５条１項）を規定するほか、原子力事業者による損害賠償措置の義務付け（６条から１５条まで）、賠償措置額を超える場合の国の措置（１６条１項）などを規定する。

これらの規定が民法の不法行為に関する規定の特則をなすことは明らかであり、原賠法の規定が適用される範囲においては、民法の規定はその適用が排除されるものと解するのが相当である。本件事故に起因して１審原告らに生じた精神的損害も原子力損害の一つであり、その賠償請求については原賠法の規定のみが適用され、民法の不法行為に関する規定（７０９条）は適用されないから、１審原告らの民法７０９条に基づく損害賠償請求（主位的請求）は理由がない。

したがって、１審原告らの本件控訴のうち、１審原告らの主位的請求を棄却した部分に対する不服申立ては理由がない。

２ 福島第一原発につき本件事故発生前に１審被告が行ってきた安全対策の内容等について（慰謝料額の算定に当たり考慮すべき事情）

（１） 無過失責任である原賠法３条の責任と１審被告の安全対策の内容等との関係

原賠法３条１項に基づき、本件事故による損害として賠償されるべき損害の範囲は、本件事故の発生と相当因果関係があると認められる範囲の損害であって、一般の不法行為に基づく損害賠償請求における損害の範囲と特別に異なるところはない。したがって、福島第一原発につき本件事故発生前に１審被告が行ってきた安全対策の内容等がどのようなものであったかによって、原賠法３条に基づく１審被告の損害賠償責任の範囲自体が左右されるものではない（刑事責任等とは異なり、過失の有無及びその程度の大小軽重に応じて賠償すべき損害の範囲自体が当然に増減するということはない。）。

しかし、本件事故は、原子炉が損傷して原発施設の一部が水素爆発を起こし、大量の放射性物質が放出されたというその内容、深刻さ、周辺に及ぼした被害の規模、範囲、期間等において過去に例のないものであるから、本件事故により被災者に生じた精神的苦痛の程度を裁判所がその裁量に基づいて慰謝料相当額という形で判断するに当たっては、本件事故に特有の諸事情を十分に考慮することが必要である。

そもそも、原発施設は、ひとたび重大事故を起こせば、放射性物質の放出、拡散によって、立地場所の周辺のみならず広範な地域の住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、広範囲の環境を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、他の分野の事故にはみられない深刻な影響をもたらす危険性を有するという極めて特異な施設であって、原子力事業者は、万が一にもそのような災害が起こらないよう適切にこれを運営すべき立場にあり、実定法上もこれによる被害の防止に関し万全の措置を講ずべき責務を負っている（原子力災害特別措置法３条）。そのような立場にある１審被告が、上記の危険性をどのように予測し、それに対してどのような対応策を講じてきたかという点は、上記諸事情の中でも重視すべき重要な事情であるといえることができる。本件事故のそもそもの発端が本件地震による本件津波の発生という天災であることに鑑みれば、１審被告が上記予測及びこれに基づく対応策について、社会通念上も十分な理解が得られるような合理的な対策を真摯に講じていたにもかかわらず本件事故が発生したのであれば、被災者らにおいても、本件事故の原因は未曾有の天災であるとして諦観するしかないという受け止め方も一定程度あり得るが、逆に、考えられる合理的な対策すら講じないまま漫然と上記危険を内包する原発施設を運営していたことが明らかになれば、事故の発端こそ天災であっても事故そのものは人災ではないかという思いが捨て難いものとなり、被災者らに重大な精神的苦痛を発生させることは明らかである。

以上の見地から、福島第一原発につき本件事故発生前に１審被告が行ってきた安全対策の内容等について、慰謝料額算定において考慮すべき本件事故に特有の事情として検討する。そ

の前提となる事実関係の詳細は、原判決第3章第2（本件事故に至った経緯、被告が行ってきた安全対策とその前提となるべき地震・津波に関する当時の知見等）の1（認定事実）のとおりであるが、その中でも特に重視すべき事情は後記（2）のとおりである。

（2） 1審被告が行ってきた安全対策の内容等

福島第一原発につき本件事故発生前に1審被告が行ってきた安全対策に関し、以下の事実が認められる。

ア 本件長期評価

平成7年制定の地震防災対策特別措置法7条1項に基づいて総理府（後に文科省）に設置された地震調査研究推進本部（推進本部）は、地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案し（同項1号）、地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行う機関（同項4号）である。推進本部は、地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進を基本的な目標とし、関係機関の職員及び学識経験者から構成される地震調査委員会を設置し、同委員会は、平成14年7月31日、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（本件長期評価）を公表した。本件長期評価は、三陸沖北部から房総沖にかけての日本海溝寄りの南北に細長い領域に関し、明治29年に発生した明治三陸地震と同様の地震が上記領域内のどこでも発生する可能性があること、上記領域内におけるマグニチュード8クラスのプレート間大地震（津波地震）については、今後30年以内の発生確率が20％程度、今後50年以内の発生確率が30％程度と推定されること、その地震の規模は、津波マグニチュード8.2前後と推定されること等を内容としていた（原判決第3章第2の1（6）アないしウ）。

イ 本件長期評価に対する1審被告の対応

原子力安全・保安院の担当官は、本件長期評価を踏まえ、平成14年8月頃、土木学会の津波評価部会が同年2月に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（津波評価技術。原判決第3章第2の1（5）ア、イ参照）において、本件長期評価と異なり福島県沖及び茨城県沖での津波地震を想定していない理由と原子力発電所の安全性について1審被告に質問した。1審被告は、上記各箇所では津波地震の発生が確認されておらず、津波評価技術に基づいて安全性は確認されている旨を回答したが、上記担当官から本件長期評価の根拠を確認するよう指示され、地震調査委員会の委員で津波地震の発生場所の限定を示唆し、津波評価技術の付属編に引用された「津波地震はどこで起こるか明治三陸津波から100年」という論文（ak・al論文。原判決第3章第2の1（5）ウ）の共著者であるal氏（al氏）にメールで問い合わせ、本件長期評価においては、al氏は反対したが、明治三陸地震以外の慶長三陸地震と延宝房総沖地震も津波地震とみなして400年間に3回の津波地震が起きているというデータから確率を推定した旨、今後の津波地震の発生を考えた時にいずれが正しいかはよくわからない旨といった回答を得た。その後、1審被告は、上記担当官に対し、本件長期評価については、更なる研究・検討が必要なものであったため、決定論の中に取り込めるような話ではないなどと伝え、上記担当官はこれを了承した（原判決第3章第2の1（7）イ。なお、当審提出の甲A817の資料2、3によれば、1審被告の担当従業員は、この間のやり取りについての内部報告のメールにおいて、上記担当官から、東北電力は（本件長期評価を受けて）かなり南まで波源をずらして検討しており、1審被告も福島県沖から茨城県沖を波源とする津波地震を想定した試算をすべきと指示されたが、ak・al論文を引用するなどして40分間くらい抵抗し、地震調査委員会の委員に本件長期評価の根拠を確認することとなった旨、その後、上記担当官に対し、al氏からの聴取結果として、同氏は異論をとらえたが、委員会としてはどこでも起こると考えることになったものの、津波評価技術に基づいて確定論的に考えるなら福島県沖から茨城県沖にかけて津波地震は発生しないなどと説明して、その了承を得た旨を記載してい

る。)。

ウ 平成20年試算

原子力安全委員会は、平成18年9月19日、旧耐震設計審査指針を全面的に見直した新耐震設計審査指針を決定した。これを受けて、原子力安全・保安院は、同月20日、「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」(バックチェックルール)を策定し、その中で、津波に対する安全性を含めて耐震安全性評価における評価手法及び確認基準を示した。

1審被告は、平成20年1月頃になってから、本件長期評価を取り入れざるを得ないと考え、これに基づく津波試算結果を把握すべく、東電設計株式会社(東電設計)に津波評価を委託することを決め、同年3月18日、試算結果の報告を受けた。その内容は、津波評価技術で用いられた明治三陸地震の波源モデルの位置及び走向を変化させた15ケースを福島県沖日本海溝沿いに設定して概略パラメータスタディを行い、そのうち最も高い津波高が算出されたケースについて、さらに上縁深さ、傾斜角、すべり角を変化させた詳細パラメータスタディを実施し、想定津波水位を算出したところ、最大津波高さは、福島第一原発の敷地南側(O.P.+10m)でO.P.+15.707m(浸水深5.707m)、敷地北側(O.P.+13m)でO.P.+13.695m(一部浸水)となり、取水ポンプ位置(O.P.+4m)での最大津波高さは5号機においてO.P.+10.182m(浸水深6.182m)になる(以下、この試算を「平成20年試算」といい、試算された津波を「本件試算津波」という。)というものだった(原判決第3章第2の1(11)イないしカ、(12)ア)。

エ 1審被告の平成20年試算への対応

1審被告の土木調査グループは、本件長期評価を取り入れて津波を評価した場合には津波対策が不可避なものとなると判断し、平成20年3月頃以降、東電設計とともに、O.P.+10m盤上での防潮堤設置や沖合防波堤の設置等、ドライサイトコンセプト(防潮堤等の設置による敷地の浸水防止を対策とする考え方)の範囲内での対策検討を進め、am原子力・立地副本部長(am副本部長)ら1審被告の経営陣に対し、本件試算津波の福島第一原発及び福島第二原発における想定波高、防潮堤を作った場合における波高軽減の効果等について、沖合の防潮堤の設置、既設防波堤の拡張を組み合わせることにより、4m盤への津波の遡上水位を1mから2m程度まで低減できるものの、防潮堤の建設には数百億円規模の費用がかかることや意思決定から防潮堤完成まで約4年間(環境影響評価が必要な場合はプラス約3年間)を要することなどを報告した。これに対し、am副本部長ら1審被告の経営陣は、平成20年試算が明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に設定して解析を実施していることなどを理由に本件長期評価の信頼性に疑問を呈し、結論として、本件試算津波を取り入れた対応策を講じることはせず、本件長期評価の信頼性等につき改めて土木学会で議論をしてもらうという方針を決めた(原判決第3章第2の1(12)ア、イ)。

オ 1審被告の貞観津波についての知見等への対応

1審被告は、平成20年10月頃、文科省の委託事業の一環として実施されたa1氏らの共同研究の論文である「an・ao平野における896年貞観津波のシミュレーション」(a1論文。その要旨は原判決第3章の1(13)ア(オ))に接し、同年12月、東電設計を通じて同論文に記載された貞観津波の波源モデルを基にして一定の仮定の下に津波水位を計算し、福島第一原発でO.P.+8.6mから9.2mまで、福島第二原発でO.P.+7.7mから8.0mまでという結果を得ていた。1審被告は、平成21年8月上旬頃、原子力安全・保安院から、貞観津波等を踏まえた福島第一原発における津波評価、対策の現況について説明を求められ、同月28日、貞観津波については土木学会による検討等の結果を踏まえて改めてバックチェックを行う方針であることなどを説明し、想定津波の検討結果として平成14年3月に福島県沖の日本海溝沿いでは津波地震は発生していないという想定で津波評価技術を踏ま

えて試算した $O.P. + 5m$ から $6m$ までという波高（原判決第3章第2の1（5）オ）を説明し、原子力安全・保安院からさらにa1論文に基づく波高の試算結果の説明を求められたのに対して、同年9月7日、その試算波高が福島第一原発で $O.P. + 8.6m$ から $8.9m$ 、福島第二原発で $O.P. + 7.6m$ から $8.1m$ であったと説明して、平成20年試算には触れなかった。もっとも、 $8m$ 台という波高は、ポンプの電動機が水没して原子炉の冷却機能が失われる可能性を認識させるものであり、1審被告が平成22年8月から平成23年2月にかけて開催した福島地点津波対策ワーキングでは、海水ポンプの電動機の水密化、ポンプを収容する建物の設置、防波堤の嵩上げ及び発電所内における防潮堤の設置及びこれらの対策工事を組み合わせて対処することなどが提案され議論されていた。しかし、1審被告においては、本件長期評価が従前の津波評価技術に基づく評価を覆すものとされない限り、対策工事の必要はないとされ、津波対策の具体的な施工計画等が立てられることはなかった（原判決第3章第2の1の（13）イ、（14）ア、（15）イ、エ）。

カ 本件津波の襲来

本件津波の襲来により、福島第一原発の $4m$ 盤に設置されていた非常用海水系ポンプ設備が被水し、さらに $10m$ 盤、 $13m$ 盤の上まで遡上して、南防潮堤の外側から主要建屋設置エリア南東側（敷地高 $O.P. + 10m$ ）に浸入し、同主要建屋設置エリアまで遡上し、同主要建屋敷地エリアほぼ全域が浸水した。その浸水高は、1号機から4号機のエリアでは $O.P. + 約11.5 \sim 15.5m$ 、同エリア南西部では局所的に $O.P. + 約16 \sim 17m$ に及び、その浸水深は約 $1.5 \sim 5.5m$ （上記エリア南西部では局所的に約 $6 \sim 7m$ ）であった。また、5号機及び6号機のエリアでは、浸水高は $O.P. + 約13 \sim 14.5m$ 、浸水深は約 $1.5m$ 以下であった（原判決第2章第2の4（3））。

（3） 検討

本件長期評価は、地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行う政府の公的機関である推進本部の下に設けられた地震調査委員会が公表したものである。そして、平成20年試算は、本件長期評価が今後同様の地震が発生する可能性があるとする明治三陸地震の断層モデルを福島県沖等の日本海溝寄りの領域に設定した上、津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、上記断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施し、本件敷地の海に面した東側及び南東側の前面における波の高さが最も高くなる津波を試算したものであり、一定の合理性を有する試算であった。

そうすると、本件地震及び本件津波は極めて稀有な大規模災害ではあったものの、当時の1審被告の専門的知見に基づいておよそ予見できなかった規模の災害であったとは到底いえないし、福島第一原発の敷地に襲来した津波の規模についても、その方向はともかく、少なくとも波高については本件長期評価に基づく平成20年試算によって概ね予見されていたといえることができる。にもかかわらず、1審被告は、本件事故が発生するまでの間、平成20年試算を取り入れた具体的な対策を何ら講じることはなかった。これは、被災者からみれば、1審被告が本件長期評価を無視していたのと同じことであり、このような事情を知った被災者において、本件事故はその発端こそ天災であっても本件事故そのものは人災ではないかという思いが捨て難いものとなり、重大な精神的苦痛を生じさせたことが容易に推察される。

1審被告は、本件長期評価及び平成20年試算の信頼性等についてる主張し、これらを取り入れた施策を直ちに講じなかったとしても1審被告に過失があるとはいえない旨を主張する。

確かに、本件長期評価には資料が十分でないこと等による限界があり、評価結果の数値に誤差を含んでいることについては本件長期評価自体が注意喚起しているところであるし、平成15年3月に地震調査委員会が公表した本件長期評価の信頼度のランク分けにおいて、三陸沖

北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）については、発生領域の評価の信頼度は「C（やや低い）」、規模の評価の信頼度は「A（高い）」、発生確率の評価の信頼度は「C（やや低い）」とされていた（原判決第3章第2の1（6）ウ（エ）、エ（ア））。また、日本海溝寄りの領域を北部から南部にかけ一つの領域として捉えていること、すなわち、三陸沖北部や房総沖で過去に起きた地震と同様の地震が福島県沖でも発生する可能性があるとする点について、本件事故前においては、本件長期評価に関与した者も含め地震学者が異論なく承認するような知見とまではいえなかったこともうかがわれる（原判決第3章第2の1（7）ア（イ））。

しかしながら、1審被告は、ひとたび重大事故を起こせば、放射性物質の放出、拡散によって、周辺のみならず広範な地域の住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、広範囲の環境を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、他の分野の事故にはみられない深刻な影響をもたらすという点できわめて特異である原発施設を、万が一にもそのような災害が起こらないように運営すべき立場にある原子力事業者なのであって、地震や津波についての専門的知見の当否や優劣を学術的見地から検討する研究者ではない。もとより将来における地震や津波の発生やその規模についての正確で信頼できる予測などというものは人知の及ぶ範囲のものではないのであって、本件長期評価の信頼性について専門家の間で種々の議論が生じるのは当然のことであり、専門家がいくら議論を重ねても正しい結論が出るという性質のものではない。しかし、法に基づき設置された政府機関である推進本部の地震調査委員会により本件長期評価という一定の合理性のある専門的知見が示された以上、上記の特異な危険性を有する原発施設を運営する原子力事業者である1審被告が行うべきことは、学術的見地から本件長期評価や平成20年試算の信頼性を云々することではなく、本件試算津波と同じ規模の津波の襲来を想定して可及的速やかに適切な措置を講ずるよう努めることであり、そうでなければ、上記政府機関の存在は無意味なものになる。特に、津波の規模については、地震調査委員会による信頼度のランク分けでも「A（高い）」に分類されていたのである。

しかるに、1審被告は、平成14年8月頃、原子力安全・保安院の担当官からの本件長期評価に基づく津波の試算の求めに抵抗し、本件長期評価の根拠を地震調査委員会の委員に確認するようにとの指示を受けて、抵抗の根拠としたa k・a l論文の共著者であるa l氏一人のみにメールで回答を求め、同氏の異論を強調して本件長期評価に基づく試算を免れたものである。その後、平成20年1月頃に本件長期評価を取り入れざるを得ないと考え、同年3月頃に平成20年試算を得て一旦は1審被告の土木グループが本件試算津波を取り入れた津波対策の検討に入ったにもかかわらず、1審被告の経営陣は、本件長期評価に基づく平成20年試算の結果を取り入れた津波対策に数百億円規模の費用と約4年から7年の歳月が必要であるとの報告を受けた後に、翻って本件長期評価の信頼性に疑問を呈し、土木学会にその評価の再検討を依頼するなどして時間を空費した。その上、1審被告は、平成21年8月頃に原子力安全・保安院から貞観津波を踏まえたa l論文に基づく津波の波高の試算を求められたのに対しても、平成20年試算を伝えることをせず、本件長期評価及び本件試算津波を想定した対策を最後まで講じないまま、本件津波の襲来を迎えるに至った。このような1審被告の一連の対応は極めて遺憾であるし、結果として平成20年試算による想定を上回る本件津波が襲来したことにより、1審被告の上記対応が根本的に誤りであったことが現実によって証明されたことになる。本件事故発生までにこのような経過があったことは、本件事故の被災者の精神的苦痛の程度を判断するに当たり、極めて重要な事情である。

なお、1審被告の上記判断につき法的に過失があるといえるか、すなわち、本件長期評価に基づいて直ちに対策を実施すべき法的義務があったか否か、当該義務を尽くしていれば本件事故を回避することができたか否かは、上記被災者らの精神的苦痛の程度を判断する上でさほど決定的な事情ではない。本件事故について1審被告が負う損害賠償責任は原賠法3条1項で

定められた無過失責任であり、1 審被告に過失があるか否かによって損害賠償責任を負う範囲自体が増減するわけではない。1 審被告の上記対応については、1 審被告に法的過失が認められるか否かの見地から検討するのではなく、原発施設の破壊による放射性物質の放出という過去に前例のない特異な事故である本件事故の発生と相当因果関係のある1 審原告らの精神的苦痛の程度を適切に判断するための事情として検討すべきものである。地震という天災をそもそもの発端とする本件事故において、1 審原告らの精神的苦痛の程度を左右する最も大きな要素は、1 審被告が予見された危険性に対してどの程度誠実に向き合い、真摯にその対策に努めていたかという点にあり、本件事故の発生につき1 審被告に法的に過失を認め得るかという問題とは必ずしも同一ではないと考えられる（1 審原告らも同旨を含む主張をしている。ただし、「1 審被告に過失があったことが慰謝料の増額事由になる」という主張はその表現において正確とはいえない。）。

また、1 審被告は、本件地震の規模が本件長期評価の予想をはるかに超える津波マグニチュード9.1であり、本件津波による主要建屋付近の浸水深は最大で約5.5mに及んだこと、本件試算津波の高さは、本件敷地の南東側前面において敷地の高さを超えていたが、東側前面では超えていなかったところ、現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が敷地に浸入したことなどから、本件試算津波を取り入れた対策を講じていたとしても本件事故と同様の事故が発生した可能性が相当にあるといわざるを得ず、本件事故につき結果回避可能性がなかったと主張する。

しかし、既に説示したとおり、ここで検討すべきは、1 審被告が予見された危険性に対してどの程度誠実に向き合い、真摯にその対策に努めていたかという点であって、1 審被告の法的過失の有無を直接検討しているわけではない。本件津波が本件試算津波とはその規模や方向性などの点において異なるものであったことからすると、1 審被告が上記対策を講じていた場合でも、本件事故に類似した何らかの事故発生の可能性があったことは否定し難いとしても、その事故から生じた被害の規模（本件で問題となっている放射性物質の放出の有無及びその量）が本件事故と全く同様となったことまで直ちに推定されるわけではない。1 審被告が平成22年8月から平成23年2月にかけて海水ポンプの電動機の水密化、ポンプを収容する建物の設置等を検討していたことは前記のとおりであり、平成20年試算を受けて直ちにこれらを取り入れた対策を実施していれば、事故の発生自体は防止できなかったとしても、その規模（放射性物質放出の有無及び量）は本件事故とはかなり異なるものになっていた可能性は否定し難い（少なくとも被災者はそう考えるはずである。）。したがって、結果回避可能性についての1 審被告の主張を考慮しても、1 審被告が平成20年試算を取り入れた対策を講じないまま本件事故の発生に至ったことが本件において適切な慰謝料額を算定するに当たって重視すべき重要な事情であることに何ら変わりはないというべきである。

前記のとおり、本件事故発生前に1 審被告が行ってきた安全対策の内容等が以上のようなものであったことを知った1 審原告らにおいて、本件事故はその発端こそ天災であっても本件事故そのものは人災ではないかという思いが捨て難いものとなり、重大な精神的苦痛が生じたことが容易に推察されるから、本件事故により1 審原告らが受けた精神的苦痛を裁判所がその裁量に基づいて慰謝料相当額という形で判断するに当たっては、上記の点を十分に考慮する必要がある。

3 慰謝料の算定について

（1）第五次追補について

原陪審は、令和4年12月20日、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（乙B356。以下「第五次追補」という。）を公表した。

第五次追補は、本件事故に関する7件の集団訴訟に関する控訴審判決が確定したことを契

機として、これらの確定判決から、第四次追補までの指針には示されていなかった類型化が可能な損害費目や損害額の算定方法等の新しい考え方が抽出可能か等につき調査分析を行うこととして、専門委員による計8回の審査会の開催を経て策定されたものであり、本件事故がその内容、深刻さ、周辺に及ぼした被害の規模、範囲、期間等において前例のないものであったことを踏まえ、本件事故に特有の事情を十分に考慮し、過酷避難状況における精神的損害、日常生活障害及び生活基盤の喪失・変容による精神的損害、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害、自主的避難等に係る損害等に関し、これまでの指針に加えて損害の範囲等を示した。このような経過で策定された第五次追補は、本件事故によって被災者に生じた精神的損害について、典型的に把握される要素をある程度網羅的に評価しており、典型的に把握することのできない個別事情に基づく損害を除き、本件事故による精神的損害の評価方法として一定の合理性を有するものであり、今後の迅速、公平かつ適正な賠償の実施等による被害者救済に資するものということができる。

したがって、本件における1審原告らの精神的損害の評価においても基本的には第五次追補の考え方に沿って行うことが相当である。もっとも、第五次追補を含む指針が示す損害額はあくまでも目安であって賠償の上限を示すものではないし、慰謝料額の算定における裁判所の裁量を拘束するものでないことは当然の前提である。

(2) 慰謝料の算定方法について

第五次追補の考え方に従い、1審原告らに生じた精神的損害を、1 避難による日常生活障害による精神的損害(以下、本判決において「避難慰謝料」という場合はこれをいう。原判決における加算部分を含まない「避難慰謝料」とほぼ同義である。)、2 生活基盤喪失・変容による精神的損害(原判決における「故郷喪失慰謝料」と実質的に同義であり、以下、本判決においても「故郷喪失慰謝料」という。)、3 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害(以下「線量不安慰謝料」という。)、

4 精神的損害の増額事由(原判決における「その他の事情による加算」と実質的に同じであり、以下、本件決においても「その他の事情による加算」という。)の4類型に分けて算定するのが相当である。なお、これらの区分は、後述のとおり1審原告らに生じた精神的損害に対する賠償額算定上の手法であるから、先に検討した1審被告の本件事故前の対応等は、算定の便宜上故郷喪失慰謝料において考慮することとする。

(3) 避難慰謝料について

ア 基本的な考え方

第五次追補は、帰還困難区域等の日常生活障害慰謝料について、個別の避難実施時期を問わず平成23年3月から平成30年3月末までの85か月(以下「避難慰謝料対象期間」ということがある。)につき月額10万円(合計850万円)を目安とする旨を定めているところ、第五次追補がこれまでに確定した同種訴訟事案7件における裁判所の判断を踏まえた一定の合理性を有するものであり、今後の迅速、公平かつ適正な賠償の実施等による被害者救済にも資するものであることに照らし、当裁判所も基本的にこれを採用するのが相当であると判断する。

なお、1審被告は、一部の1審原告につき、避難慰謝料対象期間中に建物を新築したりa jに所有する建物を増改築したりするなどして確保した住居において少なくとも世帯の一部が居住を開始しており、その時点で当該世帯の避難生活は終了していると主張する。しかし、外形的、類型的判断が可能な進学や就職に伴う転居や死亡とは異なり、その時期に当該住居に居住を開始した要因には当該世帯の家族構成や各人の避難状況その他の多様な個別的事情が介在していることが考えられること、平成30年3月末より前の時点においては、a jの将来像はいまだ不確定かつ流動的でa j地区に帰還するか否かを確定的に決められる状況ではなく、住居を確保しただけで直ちに従前の日常生活を回復できるわけではないこと、特に当該住居を確

保した場所が a j 地区やその近隣である場合にはなおさらであること、本件事故から 12 年以上も経過した現時点で、上記のような個別の事情を審理判断しなければ避難慰謝料額を判断できないというのでは、個別の避難実施時期を問わず一律に避難慰謝料対象期間を定めた第五次追補の趣旨にも反すること等に鑑みれば、上記のような場合も含めて一律に避難慰謝料対象期間につき月額 10 万円の避難慰謝料を認めるのが相当である。個別の 1 審原告に対する 1 審被告の主張のうち、上記判断に反する部分は採用しない。

イ 進学・就職を理由とする転居について

避難慰謝料対象期間中に本件事故の発生と相当因果関係のない進学・就職を理由に自宅又はそれまでの避難先から進学・就職先に転居した者については、当該転居先における生活を本件事故の発生と相当因果関係のある避難生活と評価することは困難であるから、これらの者については、転居の月をもって避難生活が終了したとして当該転居月後の期間は避難慰謝料の算定において除外するのが合理的である。

1 審原告らは、上記転居者についても生活の本拠地は「実家」であり、本件事故により避難を強いられたことによる様々な困難は転居後も継続している、就職についても本件事故がなければ地元で就職する可能性があったなどとして、転居後の期間を除外すべきではないと主張するが、避難慰謝料は避難による日常生活阻害に対するものであり、避難の結果として日常生活場所でなくなった実家が失われていることについては、故郷喪失慰謝料において考慮するのが相当である。また、本件事故によって予定外の就職を余儀なくされたなどの特別の事情がある場合には、類型的損害としての避難慰謝料ではなく個別事情に基づく個別の損害として考慮すべきものである。したがって、1 審原告らの上記主張は採用しない。

ウ 避難慰謝料対象期間中に死亡した避難者について

避難慰謝料が避難による日常生活阻害に対するものであることに照らせば、避難慰謝料対象期間中に死亡した避難者については、死亡した月までの期間を算定の対象とするのが合理的であり、少なくとも原判決のこのような判断は、事実審の裁量の範囲内として是認することができる。

エ 避難慰謝料対象期間中に出生した者について

避難慰謝料対象期間中に出生した者のうち、本件事故発生時に胎児であった者は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなされるし（民法 721 条）、生物学的にも本件事故時に既に存在していたのであるから、本件事故の発生によって、その出生後に本件事故の発生がなければ強いられることがなかった避難生活を強いられたという因果関係の存在を認めることができる。したがって、本件事故発生時に胎児であった者については、避難慰謝料対象期間中出生後の期間を対象として算定した避難慰謝料が認められるべきである。

他方、本件事故発生時に胎児でなかった者については、本件事故発生時に法的権利主体として存在しなかった以上、法的に本件事故に起因する損害を受けたと評価することは困難である。確かに、その出生後は本件事故発生時に胎児であった者と同様の環境に置かれることにはなるが、抽象的な意味では人は自己の出生以前の全ての歴史的事実の影響を受けて存在しているのであり、法的権利主体として存在する以前の事実に基づく損害賠償請求権を觀念することはその限界を著しく曖昧なものにして法的安定性を損なうことになるから相当でない。民法 721 条は、立法によってこの点に合理的な線引きを定めたものというべきであるから、本件事故発生時に胎児でなかった者については、本件事故に起因する損害賠償請求権は認められず、これと異なる 1 審原告らの主張は採用できない。

（４） 故郷喪失慰謝料について

ア 基本的な考え方

第五次追補は、「生活基盤喪失・変容による精神的損害」という類型を新たに示し、「生活基盤」とは、「被害者にとっての本件事故前の生活の基盤を指し、人的関係や自然環境など

も包摂する経済的・社会的・文化的・自然的環境全般を意味するものであり、ハード面のインフラに尽きるものではない。この点に関し、確定判決のうちの一部の判決が認定する「故郷の喪失又は変容」におけるいわゆる「故郷」は、前記の生活基盤と同義であるか、あるいは、その生活基盤を被害者の側から捉え直したものであると考えられる。」と説明している。このような生活基盤の喪失・変容による損害は、本件において1審原告らが主張する故郷喪失（剥奪）損害と実質的に同義のものといえることができる。

イ 本件における故郷喪失慰謝料の相当額について

第五次追補は、生活基盤の「喪失」とは、本件事故前の状況から生活基盤が著しく毀損されたことを、「変容」とは、かなりの程度毀損されたことをそれぞれ意味するとし、帰還困難区域等については生活基盤喪失による精神的損害に対する賠償額の目安を一人700万円とし、居住制限区域及び避難指示解除準備区域については生活基盤変容による精神的損害に対する賠償額の目安を一人250万円とする。本件における1審原告らの精神的損害の評価においても、基本的には第五次追補の考え方に沿って行うのが相当であることは前記のとおりである。

しかしながら、上記のとおり、生活基盤の「喪失」と「変容」との区別は二者択一的ではなく段階的相対的なものであるし、第五次追補を含む指針が示す損害額はあくまでも目安であって賠償の上限を示すものでも慰謝料額の算定における裁判所の裁量を拘束するものでもないことは前記のとおりである。

そこで、a j 地区における生活基盤の毀損の程度がどのようなものであるかについて検討し、本件における生活基盤の毀損による精神的損害に対する相当な賠償額を定めることとする。

ウ a j 地区における生活基盤の毀損の程度について

この点を検討するに当たり前提となる事実の詳細は、原判決第3章第3の1の(2)(a j 地区の概況及び本件事故発生前後の変化等)のとおりであるが、括弧内掲記の当審における追加証拠（なお、当審における本人尋問の結果については、控訴人番号に対応させて「当審1審原告83-1本人○頁」のように表記する。）によって認定した事実を含め、概要、以下のような事実を挙げることができる。

(ア) 人口（特に次世代を担う若年人口）の著しい減少

本件事故発生当時、a j 地区には364世帯1252人が居住していた。居住者数は、平成29年3月31日の避難指示解除後の同年7月1日時点で214人に激減し、その後、当初は増加傾向で平成31年4月には368人になったが、同月を境に減少に転じ、令和2年8月1日現在、161世帯346人、令和4年5月現在159世帯334人（甲B37）、令和5年5月1日現在160世帯331人（甲B47）である。

以上のとおり、居住者数は平成31年4月の後は増加せず減少傾向となっていて、平成5年1月1日時点でも本件事故発生時の約7割減となっている。しかも、同時点での居住人口を年齢別に比べると、20歳未満は6人で全体のわずか1.8%にとどまり、働き盛りと考えられる20歳以上64歳以下も104人で約31%にすぎず、他方、65歳以上の高齢者は221人と67%近くに及んでいて（甲B47）、若年人口の減少が顕著であり、居住者の高齢化も著しく進んでいる。

さらに、本件事故発生当時、a j 地区には、a j 幼稚園、a j 小学校及びa j 中学校があった。平成23年度にa j 幼稚園には10名の園児がいたが、平成25年度以降、園児はいなくなり休園が続いている。平成23年度のa j 小学校の児童数は65名、a j 中学校の生徒数は24名であり、本件事故後、地区外で授業を続け、平成30年4月に改修が終了してa j 地区内で小中一貫校として新たに開設されたものの、小学校の児童数は減り続け、平成31年3月に最後の6年生5名が卒業した後は、入学者がおらず休校が続いている。a j 中学校の生

生徒数は平成31年度で3名であり、a i 町教育委員会の生徒数確保の努力もあって令和4年度は8名となったものの、a j 地区の出身者は1名にとどまり、同人を含む8名全員が地区外に居住してスクールバスで通学している（甲B41・49～51頁、当審1審原告83 - 1本人10頁）。

（イ） 日常生活を支える施設、公共インフラ等

帰還住民の健康で文化的な生活を維持するために不可欠である医療施設等については、本件事故前から地区内には診療時間の限定された診療所（a i 病院 a j 診療所）が一つあるのみで、同地区外のa i 町（以下、本判決で場所として単に「a i 町」というときは特に断らない限りa j 地区外の同町を指すものとする。）内の各種医療機関と連携を取りながら対応する状況は変わっていないが、週3日の1日当たり3時間だった診療時間が本件事故後の平成28年10月の再開後は週2日の1日当たり2時間とさらに短縮され、医療体制はより縮小している。また、行政サービスについては、本件事故前にa j 地区の町役場機能を担う場所として開設されていたa i 町役場のa j 出張所は、避難指示解除後の平成29年4月に一旦再開されたものの、同年7月に復興拠点商業施設として開業した「a p」内に住民票や印鑑証明書等を取ることができる行政サービス窓口が開設されたことに伴って閉鎖され、やはり縮小している。

また、a j 地区の中心部のb b地区にかつて存在して地域住民間のコミュニケーションの場ともなっていた日用品、食料品等を扱う商店、美容院など複数の個人経営の店舗は本件事故によりいずれも閉店し、現在も再開していない。平成29年7月、復興拠点商業施設として上記「a p」が開業し、小売店や食堂が設置されているが、その主たる利用者は復興関連事業に従事するなどの外部からの訪問者で、a j 地区の住民の多くは車で数十分の距離にあるa i 町中心部のスーパーマーケットや移動販売車等を利用しているし、維持運営費も負担になっているとして、将来的長期的にa j 地区の復興に資するかどうかについては疑問も示されている。もっとも、かつてa j 地区で電器屋（a q）を経営していた者が新たに飲食店であるa rを開業し、帰還住民らにも広く利用されているなど、住民らの手による復興を感じさせる動きもある（甲B41・8～21頁、27～33頁、乙B257・40～43頁）。

（ウ） 伝統行事その他の地域活動等

本件事故以前のa j 地区は、11の行政区やその下部組織に当たる組や班といった自治会組織及び住民の多くが氏子であるa s 神社の氏子組織等が充実し、各種行事の運営その他の地域活動を行っていた。

特に毎年10月にa s 神社に奉納される三匹獅子舞は、300年以上の歴史を持つとされ、戦時中も絶えることなく行われ、昭和39年にはa i 町の重要無形文化財にも指定されて、昭和42年と平成5年にはa t 神宮に招かれて披露されるなどしていたが、本件事故に伴って実施できなくなった。その後、平成24年と平成25年に復興獅子舞が開催され、平成29年10月には7年ぶりにa s 神社への奉納が行われたものの、子どもが帰還していないため、本来の踊り手である小学校高学年に代わって経験者のa i 町外居住の青年が踊り手を務めた。また、三匹獅子舞の運営は、a s 神社の氏子が各地域の持ち回りで獅子舞の道具の管理や練習の世話人を務める「宿」という制度に支えられてきたが、本件事故後は氏子や会費収入の減少等によって宿を務める家がなくなり、獅子舞の道具は休園中のa j 幼稚園内で保管されている（甲B37・12～14頁、甲B41・51～60頁）。

a j 地区では、昭和58年頃から冬に田んぼに水を張って厚い氷を作ってリンクとした「田んぼスケートリンク」が開設、一般開放され、昭和59年には地域住民による運営組織として「a i スケートクラブ」が発足し、大会も開催される等して同地区出身の国体選手を輩出するなどしてきた。また、a j 太鼓は、会員資格をa j 地区内で居住又は勤務する者として、平成13年にa j 太鼓クラブとして発足し、a j 太鼓に改名後の平成21年や同22年には全国的な大会で優勝するなどの実績を残し、最盛期には子どもだけで約40名（大人を含めると

50名以上)の会員を擁し、男児、女児、社会人の3チームに分かれて活動していた。このように本件事故前のa j 地区では単に伝統行事を継承するだけでなく、子どもを主体にして地域住民に支えられた新たな地域活動も行われてきた。

しかし、田んぼスケートリンクについては、本件事故後の平成28年1月に再開され、著名なスケート選手が復興支援に訪れるなどしたものの、住民の減少や高齢化が進んだため、a i スケートクラブは令和4年11月に解散し、現在リンク作りの担い手は地区外の学生や1審被告の従業員となっている(甲B41・22~27頁、乙B257・28~34頁、乙B364)。また、a j 太鼓は、本件事故後も避難先のa i 町内を中心に活動を継続し、種々の大会に参加して好成績を収めるなどしてきたものの、a j 地区外の者でも入会できるよう規約を改正し、現在10名の子どもの会員のうちa j の出身者は高校生1名のみであり、また大人を含めた19名の会員のうちa j 地区に居住するのは、会長を務め、a j 太鼓を通じてa j 地区を知ってほしいという思いで和太鼓奏者を専業とする1審原告178-3ただ一人にとどまっていて、他の会員はa i 町やb a 市に居住している(当審1審原告178-3本人11~13頁、30~32頁)。

以上のように外形上は復活したように見えるa j 地区の伝統行事やその他の地域活動についても、本件事故後の子どもを中心とする人口減少や自治体活動の縮小等に伴ってa j 地区とのつながりは希薄化し、変質している。

(エ) 里山と深く関わる生活の変容

a j 地区の住民の多くが自宅の裏側に里山を持っており、本件事故以前は、里山から生み出される落葉や土壌を利用した循環型農業を行い、稲作農家と畜産農家が落葉の堆肥化を連携して行うといった循環と相互依存の関係が成立し、キノコや山菜の収穫等をしたりしていただだけでなく、「緑の少年団」、「親子の森」など、里山の活用を将来の世代に承継する取組みが活発に行われていた。

しかし、これらの里山のほとんどが本件事故により立入り自体ができない場所となり、その後、林縁から20mの範囲につき段階的に除染が行われつつあるものの、現在も比較的線量が高い状態が続いている。国による「里山再生モデル事業」の対象になるなどして除染が行われた場所もあるが、それでも長期的な年間被ばく線量の代表的な基準である1mSvを一時間当たりの線量に換算して自然放射線量を加えた $0.23\mu\text{Sv/h}$ と比較すると、なおその数倍の線量を計測しているところも多く、将来を担う子どもたちがかつてのように立ち入って活動することまでは期待できない状況にある(甲B41・103~117頁、129~145頁)。

(オ) 相互依存関係の喪失ないし希薄化

a j 地区では、本件事故前は農業を生業としない住民も自家消費用の野菜を栽培するなどしてほとんどの住民が何らかの形で農業に従事していたところ、農繁期に隣近所で交互に農作業を助け合う「結(ゆい)」、「結返し」と呼ばれる仕組みや自家消費しきれない収穫物の親戚や近隣住民同士でのお裾分けなどといった相互依存の関係があり、日常的な交流が行われていた。さらに、老人会、婦人会、若妻会、消防団など各種の地域組織が活動し、三匹獅子舞を始めとする伝統行事や運動会、球技大会及び各行政区での新年会、花見会、夏祭り、芋煮会などの各種行事を通じて緊密な人間関係が構築され、道路の草刈り、清掃や用排水路の清掃、共同墓地の維持管理などの共同作業が行われて行政の補完的役割を果たしていた。

しかし、本件事故後は、遅くとも平成27年時点で試験栽培や作付再開準備が可能とされ、平成30年3月までには野菜等の出荷制限も解除されたものの、除染によって農地の表土がはぎ取られるなどして個人での農業経営は困難な状況にあり、結、結返しや収穫物のお裾分けはなくなった。さらに、人口の高齢化もあって、各種の地域行事は廃止ないし縮小となり、共同作業も行われなくなって、相互依存関係は喪失ないし希薄化した。

(カ) 復興関連事業等について

a j 地区では、水田用排水路整備事業、道路整備事業のほか、復興発電事業（太陽光発電）、花卉生産施設整備事業（ポリエステル培地を利用したアンセリウム栽培ハウス）その他の復興関連事業が行われている。これらのうちインフラの整備事業については一定の成果を挙げていると考えられるものの、本件事故前に a j 地区の住民の移動手段となっていた路線バスは廃止され、b b 地区にあった唯一のガソリンスタンドも平成 29 年に閉鎖された。また、もともと熱帯を原産とするアンセリウムを対象とし冬季寒冷地である a j 地区に根付いてきたものではない花卉生産施設整備事業はその復興効果に疑問が呈されているし、太陽光発電事業についてもかつての a j 地区の中心産業であった営農事業や酪農事業の復興との整合性に疑問を呈するむきもある。また、小中学校の改修工事にも巨額の費用が投じられているが、上記（ア）のとおり、小学校は休校状態にある（甲 B 37、甲 B 41・45 頁）。

エ a j 地区における故郷喪失慰謝料の相当額について

上記ウのとおり、本件事故前に存在した「a j 地区」というコミュニティは、本件事故により大きく変容しており、特に a j 小学校の休校が続いていることに象徴される次世代を担う子ども的大幅な減少と高齢者率の上昇は、a j 地区の伝統や独自性が早晚継承されなくなる蓋然性を意味するものとして深刻というべきである。このような状況は、原審口頭弁論終結時から基本的に変わっておらず、本件事故から 12 年以上を経た現時点においてなお回復されていないものの多くは、今後さらに年月を費やせば回復されることが見込まれるというものではなく、このまま失われていく蓋然性が高いといわざるを得ないし、一応の回復をみたものについても将来的な維持存続は困難と思われるものも多く、存続していくにしても、a j 地区とのつながりは希薄化し変容している。このような地域社会の大幅な変容は、本件事故によって不可逆的かつ一回的に生じたものというべきである（本件事故後の回復の状況や程度は、これによる慰謝料を算定するに当たっての考慮要素としての意味を持つにとどまる。）。

これに対し、1 審被告は、将来的な維持存続の困難という点は本件事故以前から進行していた少子高齢化という社会現象によるものであって、本件事故の有無にかかわらずいずれ失われるものであったという趣旨の主張をしている。しかし、本件事故による a j 地区の変容は通常の少子高齢化の進行による変化とは明らかに次元の異なる急激なものであるだけでなく、過疎化や少子高齢化による変化を少しでも緩和しようとして本件事故前まで長年にわたって営々と様々な工夫を積み重ねてきた a j 地区の住民の努力の成果を一瞬にして奪い去ったという点において、むしろ精神的苦痛を増大させるものといえることができる。

以上のような事情に加え、前述の 1 審被告の本件事故前の対応等を総合考慮し、a j 地区における故郷喪失慰謝料として、避難後に死亡した者を含めて一律に、一人につき 330 万円を認めるのが相当であると判断する。

(5) 線量不安慰謝料について

本件事故後、政府が避難指示等を出した場所（本件事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 mSv に達するおそれがある場所）に一定期間以上滞在した者については、その滞在校期间中、生活環境が健康に及ぼす影響について安心できる生活空間を享受する利益を侵害されたものと認められるから、その侵害によって生ずる健康不安を基礎とする精神的損害を賠償する線量不安慰謝料を認めるべきである。

a j 地区は、福島第一原発から半径 30 km 圏外であったため、事故直後の避難指示の対象外であり、4 月 22 日に計画的避難区域に指定されてから計画的な避難が開始されたものであるから、本件事故時、a j 地区を生活の本拠地としていた者については線量不安慰謝料が認められるべきである。その対象となる期間及び額については、第五次追補が目安として示しているとおり、本件事故の発生時から、本件事故による外部被ばく線量の推計量が 100 mSv を下回っているため放射線による健康影響があるとは考えにくいとする福島県民健康管理調

査「基本調査（外部被ばく線量の推計）、甲状腺検査」の検査結果が公表された平成23年12月までの間とするものの、公平性や立証負担の観点から、現実の避難実施時期を問わず一律に、健康不安の程度が典型的に高いと考えられる妊婦及び子どもにつき一人60万円、それら以外の者については30万円とするのが相当である。

（6） その他の事情による加算について

第五次追補は、避難による日常生活阻害慰謝料（本判決における「避難慰謝料」）につき、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる者として、要介護状態にある者、要介護者の介護を恒常的に行っていた者、身体又は精神の障害がある者、妊娠中である者などの10類型について慰謝料を増額することを定めている。そして、1審原告らのうち一部の者は、訴訟外の直接請求手続において基本的に上記と同趣旨の増額分の慰謝料の支払を受けている。そこで、本判決においては、これまでの訴訟外の直接請求手続における取扱いについてはその当時の当事者間の合理的意思を尊重しつつ、第五次追補における増額事由についての考え方を踏まえて可能な限りこれを維持する方向で、該当する1審原告ごとに第五次追補や原判決の類型化を踏まえ、個別に判断することとする。

なお、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に、避難等対象区域又は自主的避難等対象区域内に避難又は滞在していた妊婦及び18歳以下の者については、訴訟外において、上記避難又は滞在につき、中間指針追補に基づく自主的避難等対象者に係る賠償と同額である8万円の賠償が実施されているから、これを加算するのが相当である（原判決第3章第3の1（8）イ（イ）c、同第3の2（2）エ（エ）c参照。平成23年3月から同年12月までの間の滞在に係る慰謝料については線量不安慰謝料において考慮されているから重ねての加算はしない。）。

4 弁済の抗弁について

1審被告は、1審原告らの請求は、財産的損害が精神的損害かを問わず本件事故により各1審原告に生じた全損害を世帯単位で合算した額から、1審被告が訴訟外で各1審原告が属する世帯に支払った賠償金の総額を控除した残額の範囲でのみ認容されるべきところ、1審被告の1審原告らに対する世帯ごとの支払済みの賠償金額（別紙11（世帯ごとの既払額一覧表）記載のとおり。）に照らせば、いずれの1審原告にも残額はないと主張する（弁済の抗弁）。

しかしながら、本件事故によりその所有する不動産や家財等の財産価値が毀損されたことによる損害賠償と、本件事故がその内容、深刻さ、周辺に及ぼした被害の規模、範囲、期間等において前例のないものであったことを踏まえ、本件事故に特有の事情を考慮して裁判例の積み重ねによって順次認められるに至り、第五次追補において集約された「過酷避難状況による精神的損害」、「避難費用及び日常生活阻害慰謝料」、「生活基盤喪失・変容による精神的損害」、「相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害」についての賠償とは、本件事故に起因する損害賠償である点では共通するといえるものの、その性質は全く異なるものである。また、前記のとおり、第五次追補は、極めて特異で前例のない本件事故によって被災者に生じた精神的損害について、典型的に把握される要素をある程度網羅的に評価しており、典型的に把握することのできない個別事情に基づく損害を除き、本件事故による精神的損害の評価方法として一定の合理性を有するものであり、今後の迅速、公平かつ適正な賠償の実施等による被害者救済に資するものであって、1審被告においても、その内容に即して賠償を行うことを表明している（乙B357）。

にもかかわらず、本件訴訟において、訴訟外でその時点における一定の合意に基づいて賠償金が支払われたはずの財産的損害につき改めて審理判断してその損害額を確定しなければ1審原告らの避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料等の認容額を判断できないというのでは、上記の第五次追補の趣旨目的を無にするに等しいといわなければならない。そうすると、仮に、前記一定の合意が直ちに特定の損害費目につき不可争力を伴う和解契約を成立させるものとまではい

えないとしても、現時点で、財産的損害費目につき一定の合意に基づいて過去に支払った賠償金の一部を、本件における避難慰謝料（類型的個別事情に基づく増額分を含む。）ないし故郷喪失慰謝料に対する弁済であると主張することは、訴訟法上及び実体法上のいずれの見地からも信義則に反し、許されないというべきである。したがって、1 審被告の弁済の抗弁は採用できない。

また、1 審被告は、既払額全額をもってする弁済の抗弁は認められないとしても、別紙 1 1（世帯ごとの既払金一覧表）の「世帯に対する既払金合計」欄に括弧書きを付した世帯に属する 1 審原告の全部又はその一部については、本件事故に起因しない損害について賠償がされた場合や、実態と異なる被害状況の申告がされた場合など、自主賠償基準で補償する趣旨にも沿わず、明らかに過大に賠償金を受領している場合に当たるとして、少なくとも同括弧書き記載の金額を認定した慰謝料額から控除すべきであるとも主張する。

しかし、一見して明らかに過大な賠償金の受領と認めるに足りる的確な証拠がないことをひとまず措き、そのような主張のあった 1 審原告ないしその世帯に限るとしても、12 年以上前に遡って当時の具体的な生活状況や物損を含む賠償金受領の経緯等の個別的な事情に立ち入って精査しその点を改めて逐一審理して明らかに過大な賠償金の額を確定しなければ当該 1 審原告の避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料等の認容額を判断できないのでは、第五次追補の趣旨目的を無にするに等しい点で変わりはないから、1 審被告の上記主張も実体法上及び訴訟法上の信義則に反し、許されないというべきである。したがって、1 審被告の上記主張は採用しない。

他方、第五次追補が、極めて特異で前例のない本件事故によって被災者に生じた精神的損害につき、類型的に把握される要素をある程度網羅的に一定の合理性の下に評価していることに照らし、1 審被告がこれまで各 1 審原告に対して支払った慰謝料額については、本件において各 1 審原告に認容される慰謝料額から控除するのが相当である。ただし、慰謝料が各 1 審原告ごとの精神的損害に対して認められるものであることに照らし、世帯単位の合算控除を求める 1 審被告の主張は採用できない。

この点について、1 審原告らは、第五次追補において精神的損害につき上記各類型を区別して算定していることなどに照らし、ある類型の慰謝料として支払われた既払金を他の類型の認容慰謝料額から控除することは許されないと主張する。しかし、上記類型化は法的に別個の損害の存在を前提とするものではなく、本件事故により 1 審原告らに生じた精神的損害に対する公平かつ適正な賠償額を算定するための手法であるから、類型を異にするものについての既払慰謝料であるという一事をもって別の類型で算定された慰謝料額から控除することが許されないということとはできない。各 1 審原告につき、いかなる範囲で既払慰謝料額を控除するかは、第五次追補や原判決が示した類型的判断を踏まえ、当該既払金が支払われた趣旨や経緯を検討して認定判断するのが相当である。

5 各 1 審原告の既払金控除前の認容慰謝料合計額

● ● ●

6 各 1 審原告の認容額について

上記 4 のとおり、1 審被告が訴外で各 1 審原告に慰謝料として支払った金額については、上記 5 で認定した各 1 審原告の既払金控除前の認容慰謝料合計額から控除すべきである。各 1 審原告につき控除すべき金額は、当審認容額等目録の当該原告に係る「既払金控除額」欄に記載のとおりであり、各 1 審原告の既払金控除後の認容額は、同「慰謝料額総計（既払金控除後）」欄記載の金額となる。これに対し、相当な弁護士費用としてその 1 割に当たる同「弁護士費用」欄記載の金額を加算した同「認容額」欄記載の金額をもって各 1 審原告に対する認容額（元金）とするのが相当である。

第 4 結論

以上のとおり、1 審原告らの主位的請求はいずれも理由がなく、1 審原告らの予備的請求は、当審認容額等目録の「認容額」欄に金額の記載のある各 1 審原告（以下、一括して「認容 1 審原告ら」という。）につき、1 審被告に対し、当該 1 審原告に係る同目録の同欄記載の金員及びこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から各支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容すべきであり、その余の請求及びそれ以外の 1 審原告らの請求は理由がないから棄却すべきである。

よって、1 審原告らの主位的請求に係る控訴、1 審原告 143 - 9 に対する控訴を除く 1 審被告の控訴及び認容 1 審原告らを除く 1 審原告らの予備的請求に係る控訴をいずれも棄却し、1 審原告 143 - 9 に対する 1 審被告の控訴及びその余の認容 1 審原告らの予備的請求に係る控訴に基づき、これと異なる原判決主文 2 項ないし 5 項を上記のとおり変更（1 審原告 143 - 9 につき減額、その余の認容 1 審原告らにつき増額）することとして、主文のとおり判決する。

第 3 民事部

（裁判長裁判官 瀬戸口壮夫 裁判官 綱島公彦 裁判官 北川瞬）
（別紙 1）1 審原告目録（省略）

（別紙 2）

（別紙 3）

1 審被告目録
東京都（以下略）
1 審被告 東京電力ホールディングス株式会社
同代表者代表執行役 D
以上

（別紙 4）

1 審被告代理人目録
1 審被告訴訟代理人弁護士 E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
Q
R
S
T
a a

a b

1 審被告訴訟復代理人弁護士 a c

a d

a e

以上

(別紙5) 当審認容額等目録(省略)

(別紙6) 損害金目録(省略)

(別紙7) 当審において生じた1審原告の死亡に伴う承継関係(省略)

(別紙8) 1審被告主張既払金一覧表(省略)

(別紙9) 当審における1審原告らの補充主張の骨子

第1 責任論

1 過失の重大性による責任の加重について

原賠法3条1項により原子力事業者が無過失責任を負うとしても、「原子力損害の発生について故意、過失がない場合」と「故意、過失が存在する場合」とでは違法性及び非難可能性の程度が異なる。違法性及び非難可能性の程度は、無過失、軽過失、重過失、故意の順に重いものとなり、その程度に応じて損害賠償責任も加重されなければ公正を欠く。

また、被害者にとってみれば、原子力事業者が安全確保義務を万全に果たしていたにもかかわらず原子力損害が発生した場合と、安全確保義務を疎かにしたために原子力損害が発生した場合では、損害の受け止めも精神的苦痛も大きく異なる。

したがって、軽過失、重過失、故意は責任加重事由であり、損害賠償額とりわけ慰謝料の算定において考慮されるべきである。

2 原判決について

原判決は、原賠法3条1項に基づく請求によって認められる損害賠償額と民法上の不法行為に関する規定に基づく請求によって認められる損害賠償額は等価であるとし、慰謝料の算定に当たっては加害者及び被害者の属性、加害行為の態様等の諸事情を総合的に考慮すべきであるとし、本件において、平成14年8月末又は平成18年までの時点における本件事故の回避可能性の有無、程度等とその前提となる予見可能性の有無、程度等は重要な考慮要素とするも、原判決がこれらを考慮する理由は、これらを考慮せずに1審被告の悪質性や非難性を判断しようとするれば、課されるべき注意義務の範囲を超えて発生した結果に対する責任を過大に負わせることにもつながりかねないからというものであり、慰謝料増額の事由としては、相当程度の悪質性(重過失、著しい過失、故意)を要するとし、通常の過失があるにすぎない場合にも、危険責任に加えて過失責任も負うとして損害賠償責任が加重されるとみることが相当といえないとする。要するに、原判決は、原賠法の賠償責任について、民法の定める一般不法行為の場合と同様に加害行為の態様等は責任加重事由になりうるが、原子力事業者に過大な負担をさせることのないように、重過失ないし故意でなければ責任は過重されず、無過失と軽過失では責任の程度は同じであるというのである。

しかしながら、無過失と有過失とでは違法性の程度も非難可能性の程度も異なるのに責任の程度は同じとするのは明らかに不合理であり、軽過失であっても慰謝料増額事由として考慮すべきである。

3 本件における1審被告の責任加重事由について

1審被告は、福島第一原発の設計段階から地震による津波の想定高を低く見積もり、シビアアクシデント対策も杜撰であったところ、本件長期評価が公表された後も福島沖では大津波発生危険はないとして原子力安全・保安院が要請した想定津波高の試算のやり直しなどを引

き延ばし、土木学会に試算津波高が低くなるような津波評価基準が策定されるよう働きかけるなどして、本件事故発生までに時間的余裕があったにもかかわらず何一つ安全対策を実施してこなかった。他方、その間、福島第一原発内で起きていた多くの事故について情報を隠蔽し、法定検査のデータを改ざんし、原発の安全性のみを強調するキャンペーンを展開していた。

本件事故発生後も汚染水の流出や浄化施設の破損など事故に関する多くの情報を隠蔽するなどし、本件事故による被害者らに対しても、集団ＡＤＲ手続において悉く和解案を拒否し、本件訴訟においても弁済の抗弁を主張するなど不遜な態度をとり続けている。

上記のような事情は、本件事故により故郷を追われ、避難先で苦難の生活を続けてきた被災者の精神的苦痛を増強するものであり、その違法性・非難可能性は重大である。

第２ 損害論

１ 総論

（１） 避難慰謝料について

ア 性質等

避難慰謝料は、本件事故直後の混乱や放射線被ばくへの不安に伴う精神的苦痛、本件事故に伴う強制避難指示により、避難生活を強いられ、日常生活を阻害されたことにより生じた精神的苦痛を内容とする損害である。本件事故発生時にたまたま住民票上の住所を a j 地区外に置いていたり、通学通勤等の事情により一時的に a j 地区外で暮らしていた場合も、強制避難指示によって a j 地区に居住することができなくなった結果、避難生活を強いられたという実態が存在する以上は避難慰謝料が認められるべきである。

イ 進学・就職を理由とする転居について

進学を理由とする転居の場合、転居先は在学中の仮住まいであり生活の本拠は避難元の「実家」である。本件事故により避難を強いられたことによる様々な困難は、転居後も継続している。就職を理由とする転居についても、たまたま転居を要する場所に所在する就職先を選択したにすぎず、避難生活による様々な困難から直ちに解放されるわけではない上、本件事故がなければ地元で就職することが可能で転居は不要であったということも想定され得る。したがって、進学、就職を理由に転居した時点において、避難が終了したと評価することはできない。

ウ 本件事故後に死亡した者について

平成 30 年 3 月より前に死亡した者についても、同月時点で生存している者に劣らない程度の精神的苦痛を受けているものと評価して、この者と同額の避難慰謝料が認められるべきである。

エ 本件事故後に出生した者について

本件事故当時胎児であったか否かを問わず、本件事故後に出生した者も、その親が本件事故による強制的な避難をきっかけとして a j 地区に居住することができなくなり、避難生活を強いられたという実態が存在する以上は、損害の発生が認められるべきである。

オ 訴訟外で支払われた避難慰謝料の性質について

1 審被告が訴訟外で避難慰謝料として賠償金を支払っている 1 審原告らについては、当該 1 審原告らと 1 審被告との間で、避難慰謝料の相当額が少なくともその賠償金額を下回らないこと、1 審被告が当該 1 審原告らに対して同金額の支払義務を負うことについての合意（和解契約）が成立しているとするべきであるから、これを下回る避難慰謝料額を認定して既払金との差額を故郷喪失慰謝料に充当するのは誤りである。

（２） 故郷喪失慰謝料について

ア 性質等

1 審原告らは、本件事故により、それまで日常生活を送り、生業を営んでいた「故郷（ふるさと）」における、家庭生活、職業生活、地域生活等の「生活と生産の諸条件」の一切を、

根こそぎ剥奪された。「故郷（ふるさと）」とは、「人と自然とのかかわり」「人と人とのつながり」「その持続性や持続性」という三つの要素が三位一体となって存在していた場所である。

故郷喪失慰謝料（故郷剥奪損害）は、平穏な生活が侵害されることによる恐怖や不安感といった心理状態にとどまらず、1 審原告らの故郷である a j 地区の自然や地域コミュニティ等を通じて、様々な利益を享受しながら、土地に根ざした平穏な生活を送る権利（包括的平穏生活権）を奪われたことによる有形無形の損害及び精神的苦痛を内容とする損害に対する賠償である。

したがって、a j 地区と深い関わりを持ち、本件事故時においても将来にわたって a j 地区から様々な利益を享受することが見込まれていたにもかかわらず、かかる故郷での生活を断念せざるを得なかったという実態が存在する以上は、本件事故発生時において、住民票上の住所を a j 地区外に置いていたり、通学通勤等の事情により一時的に a j 地区外で暮らしていたりした者であっても同損害の発生は否定されない。

イ 賠償額の算定について

a j 地区は、本件事故前は、里山から得られる山菜やキノコ等の恵みを受けたり、落葉を利用した循環型農業を営んだり、自然と親しむ教育活動が行われたりする等、自然と触れ合いながら生活を送っていた地域であり、これが a j 地区の大きな地域特性であった。しかし、山林の除染は行われておらず、避難指示が解除されても、住民が自然と触れ合いながら生活することは不可能である。放射線の影響への懸念等から子育て世代の帰還は進まず、小学校や幼稚園は休校・休園状態にあり、地域コミュニティの核となっていた三匹獅子舞等の伝統行事も存続自体が危うい。アンスリウム栽培その他の事業はいずれも a j 地区の復興につながっていない。

以上のとおり、a j 地区は、本件事故前の生活基盤を奪われた状況にあり、その被害は将来に向けて回復されることはない。a j 地区の故郷喪失慰謝料の算定において、この点は十分考慮されなければならない。

また、原判決が、故郷喪失慰謝料の賠償金額の決定にあたって、1 避難慰謝料の支払による填補（原判決 4 8 6 頁～4 8 7 頁）、2 中間指針第四次追補における帰還困難区域の住民らに対する一括賠償額との均衡（原判決 4 8 7 ～4 8 8 頁）、3 精神的損害以外の損害について別途賠償を行っていること（原判決 4 8 8 ～4 9 0 頁）という3点を減額（金額抑制）の要素として掲げているのは誤りである。

2 各論

● ● ●

3 当審における請求額のまとめ

控訴審において1 審原告らが請求する金額（既払金控除前）は、次のとおりである。

（1） 避難慰謝料 一人月額 5 0 万円に請求月を乗じた金額のうち、4 2 0 万円

（2） 故郷喪失慰謝料 一人 2 0 0 0 万円のうち、5 0 0 万円

（3） 弁護士費用 上記合計額の 1 割に相当する 9 2 万円

以上合計 1 0 1 2 万円

上記 1 0 1 2 万円から原判決において認容された金額を控除した残額を、本件控訴の不服申立ての範囲とする（例えば、原判決の認容額が 2 2 0 万円の 1 審原告については、1 0 1 2 万円 - 2 2 0 万円 = 7 9 2 万円が不服申立ての範囲となる。）。以上

（別紙 1 0） 当審における 1 審被告の補充主張の骨子

第 1 責任論（慰謝料増額を基礎付けるような悪質性がないことについて）

本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置さ

れた原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。

1 審被告は、本件長期評価に基づいて本件発電所に到来する可能性のある津波を評価すること等を関連会社に委託し、平成 20 年 4 月頃にその結果（平成 20 年試算）の報告を受けた。平成 20 年試算は、当時考えられる最悪の事態に対応したもので、福島第一原発の敷地の海に面した東側及び南東側の前面における波の高さが最も高くなる津波（本件試算津波）を試算し、主要建屋付近の浸水深は約 2.6 m 又はそれ以下とした。

しかし、本件地震の規模は、本件長期評価が予想した津波マグニチュード 8.2 前後をはるかに超える津波マグニチュード 9.1 であり、本件津波による主要建屋付近の浸水深は最大で約 5.5 m に及んだ。また、本件試算津波の高さは、本件敷地の南東側前面において敷地の高さを超えていたが、東側前面では超えていなかったところ、現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が敷地に浸入した。

これらの事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による敷地の浸水を一定の裕度をもって防ぐことができる防潮堤等を設置していたとしても、本件事故と同様の事故が発生した可能性が相当にあるといわざるを得ないから、1 審被告において結果回避可能性がなかったものであり、本件事故の発生につき 1 審被告に重過失があったとする 1 審原告らの主張は理由がない。

したがって、本件長期評価に基づく対応を実施していなかったことをもって慰謝料の増額事由とすることはできない。

第 2 損害論

1 総論

（1） 個別事情に基づく評価を行うことなく一律に追加賠償を認めることについて

原判決は、a j 地区の本件事故前後の変容状況等の事情を考慮し、地域生活利益の侵害による故郷喪失慰謝料として、一部の 1 審原告らを除き、既払の慰謝料のほかに各自 200 万円の追加賠償を認めた。しかし、本件事故による利益侵害の有無や程度は個々の 1 審原告の具体的事情によって様々であるのに、個別事情の立証なしに、何をもって共通とするのか不明な「共通損害」として、原賠審が策定した中間指針を超える追加賠償を一律に認めるのは、実体面からも手続保障の観点からも誤りである。

令和 4 年 12 月 20 日、原賠審は「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（乙 B 356）を公表した。この第五次追補は、本件事故に係る 7 件の集団訴訟に関する控訴審判決が確定したことを契機とし、これらの判決の分析結果を反映させ、本件事故から一般的に生じた被害として典型的に把握される要素を網羅的に評価した結果として示されたものである。したがって、第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、典型的に把握することのできない個別の被害事実が明らかになっているような場合を除き、本件事故による損害の評価として十分な水準にあるものというべきである。

1 審被告においては、第五次追補の指針の内容に即して、「過酷避難状況による精神的損害」、「避難費用及び日常生活阻害慰謝料」、「生活基盤喪失・変容による精神的損害」、「相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害」について賠償を行うこととしている。また、要介護状態にあること、身体又は精神の障害があること等の一定の個別事情があり、かつ通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合に、これらを日常生活阻害慰謝料の増額事由としている。第五次追補を踏まえた 1 審被告の自主賠償基準に基づく旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域の賠償内容は、日常生活阻害慰謝料 850 万円（増額事由がない場合）、相当線量地域滞在慰謝料 30 万円（妊婦、18 歳以下の子どもは 60 万円）及び生活基盤変容慰謝料 250 万円の合計 1130 万円である。

名目のいかんを問わず、個別事情に基づく立証なしにこれを超える慰謝料請求が認められる余地はない。

(2) 弁済の抗弁についての補充主張

1 審被告による訴訟外の賠償において、1 審被告が賠償金の請求に応じて請求者に支払った後、その前提となった事実関係・申告内容が事実と異なることが判明した場合には、賠償金の返還を含めて精算されることについては合意が成立している。したがって、特定の費目について賠償金の請求と支払があったからといって、当該費目の損害につき確定効・不可争力が生じるものではないから、費目を超えて過払があれば他の費目から控除されるべきである。そして、原審でも主張したとおり、精神的損害のみをみて未払の損害があるかを判断するのは不相当であり、財産的損害を含めた全費目に対する弁済を踏まえた上で未払の損害の有無や金額を判断すべきであって、1 審被告が弁済の抗弁として主張する金額と内訳は別紙 8 (1 審被告主張既払金一覧表) に記載のとおりである。

また、訴訟外の賠償では、世帯構成員間の委任により世帯代表者が世帯分の賠償金を一括して請求し、受領することが合意されている。したがって、上記充当は世帯単位で通算して行われなければならない。すなわち当該賠償金を受け取った世帯構成員の受領額がその認容額を下回る場合は、その差額は他の構成員の認容額から控除すべきであり、世帯ごとの既払金額をまとめると別紙 1 1 (世帯ごとの既払金一覧表) のとおりである。

(3) 弁済の抗弁に関する追加主張

仮に原判決のように原則としては精神的損害に対する既払金に控除の対象を限るとしても、本件事故に起因しない損害に対して支払われた場合や実態と異なる被害申告に基づき必要額を大幅に上回る支払がされた場合など、明らかに過大な賠償がされた場合は、財産的損害の費目で支払われたものであっても、少なくともこの金額はこれを受領した世帯の認容合計額ないし 1 審原告の認容額から控除されるべきである。別紙 1 1 (世帯ごとの既払金一覧表) の「世帯に対する既払金合計」欄に括弧書きを付した世帯に対する同括弧書内に記載した費目の既払金は、上記の場合に当たり、明らかに過大な賠償であるから、認容額からの控除が認められるべきである。

2 一部の 1 審原告に関する個別的補充主張

● ● ●

(別紙 1 1) 世帯ごとの既払金一覧表 (省略)